

意匠法の問題圈 第36回

——関連意匠制度(類似意匠制度)①

京橋知財事務所 弁理士 梅澤 修

I. 関連意匠制度(類似意匠制度)の歴史的概観

以下、自己の登録意匠に類似する意匠の保護に関する、我が国の制度を概観する。検討の観点とは、①制度趣旨がどのように解されていたか、②登録要件のうちどの規定の例外として保護されたか、③類似意匠及び関連意匠の意匠権の効力はどのように解されていたかである。

1. 明治21年(1888年)意匠条例

明治21年意匠条例においては、「類似意匠」や「関連意匠」のような、自己の意匠に類似する意匠についての特別規定はない。「類似」の文言は、先願の規定にあるが、二人以上同一又は類似意匠の登録を出願する者があるときは願書日付の先のものを登録し、日付が同じものは共に登録せずとされていた(8条)。ただし、出願人協議の上連名で出願するとき又はその出願を取消す者があり出願者が一人となったときはこの限にあらざ(8条ただし書)とされており、同一人の出願については先願の規定が適用されず、自己の先願意匠に類似する後願意匠及び同日出願意匠は登録されていた*1。明治21年意匠条例においては、意匠権の効力は登録意匠にしか及ばなかった(1条)、登録を受けた場合でも先願意匠と後願意匠の意匠権は重複する部分はなく、類似意匠制度や関連意匠制度にあるような権利期間や権利移転等についての制限は必要なかった。

したがって、意匠権の効力範囲は同一の意匠だけであったため、自己の意匠に類似する意匠は、先願の規定の例外として、通常の意匠権と同等の保護を受けることができたのである。

*1 特許庁意匠課『意匠制度100年の歩み』(平成元年)24頁。

2. 明治32年(1899年)意匠法

明治21年意匠条例が先願の例外として自己の意匠に類似する意匠を保護していたのに対し、明治32年意匠法からは、自己の登録意匠が登録された後でも、新規性の例外として「類似意匠」の登録を受けることができることとされた。すなわち、原則として、意匠登録出願前公に知られ又は公に用いられたもの、若しくはこれと類似するものは意匠の登録を受けることができないが、自己の登録意匠と類似するものはこの限にあらざとされた(2条3項)。したがって、自己の登録意匠と類似する意匠も登録を受け、これを「専用すること」が可能であり(1条)、「意匠専用権」として扱われた。

なお、他人の登録意匠を「模擬する」ことは侵害であり(17条)、保護の範囲が登録意匠そのものからやや拡大した。それゆえ、類似意匠の専用年限は原意匠の有効年限に伴うと規定され(3条)、また、類似意匠を所有する者は類似意匠と共に譲渡等することが必要である(6条)。だが、このような随伴性とともに独立性があり、類似意匠は原意匠に対して独立する幅を有すると解されていた*2。

なお、明治42年法から規定される類似意匠の意匠権が原意匠(本意匠)の意匠権と合体する旨の規定はまだなく、類似意匠のみに類似する意匠は登録を受けることができない旨の規定もない。したがって、明治32年法で創設された、類似意匠制度においては、類似意匠も「原意匠」となり得たと解され、実務上もこのような扱いをしていた*3。

以上のように、明治32年意匠法における当初の類

似意匠登録制度は、新規性の例外として類似意匠を登録し、類似意匠そのものを意匠権として保護することを目的としたものであった。

* 2 杉本貞治郎『意匠法』（法政大學發行 法政大學特別法講義録 明治38）36頁。

* 3 前掲（* 1）『100年の歩み』24頁。

3. 明治42年意匠法

明治42年法でも、新規性の例外として類似意匠を保護するのであるが、自己の登録意匠のみに類似するものは新規とみなすと規定され、「自己の登録意匠のみに類似するもの」という限定がつけられた（3条）。そして、類似意匠の意匠権は最先に発生した意匠権（本意匠の意匠権）に「合体」と規定された（8条）。以上の規定から、類似意匠のみに類似する意匠は意匠登録を受けることができなくなっただと思われる。

明治42年法では、他人の登録意匠と同一若しくは類似の意匠を業として同一の物品に応用することが侵害と規定され（24条）、意匠権の禁止的効力が登録意匠に類似する意匠にまで及ぶことが明記された。明治42年意匠法の解説では、合体によって「原意匠が其幅員を擴張したるものなり」とされており、本意匠と類似意匠の意匠権が合体した権利範囲は類似意匠の意匠権の分だけ拡張すると解される^{*4}。

* 4 清瀬一郎『工業所有権概論』（東京三書樓出版・巖松堂書店 明治44）233頁、魚津要太郎『工業所有権活用論』（大阪工業之日本社 大正9）282頁。

4. 大正10年意匠法

大正10年意匠法は、明治42年意匠法の規定と大きな変更はない。自己の登録意匠のみに類似するものは新規なるものとみなされ（3条）、自己の登録意匠に類似する意匠（類似意匠）の意匠権は最先に発生した意匠権と合体することとされ（8条）、他人の登録意匠に係る物品と類似の物品を業として製作等することは侵害とされた（26条）。

しかし、制度趣旨の解釈については学説が分かれてくる。すなわち、①類似登録意匠は保護意匠の性質を有すると解する、拡張説^{*5}、②類似意匠は原意匠の権利範囲を確認するものに外ならずと解する、

確認説^{*6}に分かれてきた。

裁判例では、審決取消訴訟であるが、東京高判昭和33・7・3〔装身具用下げ飾〕昭和32（行ナ）30（取消判集昭和23～33年1405頁）は、「類似意匠も、意匠の一として、……他の一般の意匠と、その登録の要件及び登録された場合の効力において、何等異なるものとは解されない」と説示している。またその上告審（最判昭和35・4・21昭和33（オ）817民集14巻6号974頁）でも、「自己の登録意匠のみに類似するというだけでは新規性を失わないものとすることによって、いわば原意匠の外延を拡張してその保護を強化したに過ぎないものである」と判示されている。その他に類似意匠の意匠権について明記した判決はあまりない。

しかし、学説は分かれており、類似意匠の登録によって意匠権の効力範囲が拡張されるとする説と効力範囲を確認するに止るとする両説があった。昭和25年から32年の工業所有権制度改正審議会の初期に作成された「意匠法の改正に関して問題となるべき事項」においても、「第8条第3項の「合体」の文字の意味を明にすること」が問題として挙げられている^{*7}。また、昭和34年の「改正に際しては「合体」の文言を用いるようであるが、「定義」を設けられることが必要であり、そうすることにおいて類似意匠制度の目的をも明白にさせる一助となる」と指摘されていた^{*8}。

* 5 吉原隆次『実用新案法意匠法詳論』（有斐閣 昭和3）309頁。

* 6 加藤正道・特許時報第85號（尊優美『特許実用新案意匠商標学説判決総覧』（文精社 昭和11）552頁より）。

* 7 前掲（* 1）『100年の歩み』55頁。

* 8 杉林信義「審決判決拾読集（その24）」パテントVol.11 No.9（1958）38頁。

5. 昭和34年意匠法

昭和34年法改正では、意匠権の効力について、登録意匠に類似する意匠まで実施をする権利を専有するとされ（23条）、禁止権であった範囲も専用権として構成された。しかし、類似意匠の規定については、大正10年法の規定をそのまま引き継ぎ、「合体」の意義も明確にされなかった。類似意匠制度の解釈問題は、そのまま持ち越されたのである^{*9}。

そして、昭和34年意匠法の類似意匠制度については、その制度趣旨、類似意匠権の効力及び類似意匠の登録要件について、拡張説と確認説がさらに鋭く対立することとなった。この解釈を巡る主な論文だけでも優に50件を超えるほどである。したがって、類似意匠に基づく侵害の成否が訴訟の対象となるか否かについても学説が分かれていた^{*10}。裁判例としては類似意匠に確認的効果しか認めないものがほとんどであるが、類似意匠の意匠権に独自の効力範囲を認めた裁判例もあり^{*11}、審決取消訴訟では、「類似意匠の意匠権は同法23条によりそれに類似する意匠について効力が及び」と判示したものもあった^{*12}。したがって、類似意匠の意匠権に独自の効力範囲がなく保護が十分ではなかっただけでなく、類似意匠の意匠権の効力、及び類似意匠の登録要件の解釈が確定せず、その制度運用が不安定なものとなっていたのである。なお、平成10年改正後も、改正前の類似意匠制度に関する学説は分かれている^{*13}。

* 9 兼子一・染野義信『工業所有権法』（日本評論新社 昭和35）636頁。

* 10 井上由里子「類似意匠の登録要件―「天井用埋込み灯」事件」ジュリストNo.1091（1996）226頁。

* 11 千葉地決昭和55・1・28〔手提袋〕昭和52（ヨ）253（特許と企業 No.170 51頁）、福井地判昭和59・4・27〔コンクリートブロック〕昭和54（ワ）227（判工〔第I期版〕（153）25858—825頁）。

* 12 東京高判昭和59・9・17〔端子盤〕昭和58（行ケ）232（無体財産例集16巻3号593頁・時報1139号113頁）。

* 13 例えば、田村善之『知的財産法〔5版〕』は拡張説を、竹田稔『知的財産権侵害要論 特許・意匠・商標〔5版〕』637頁は確認説を支持している。

6. 平成10年改正関連意匠制度（関連意匠制度の趣旨）

1) 関連意匠制度の概要

平成10年改正により、類似意匠制度を廃止し関連意匠制度が導入された。関連意匠制度の趣旨はバリエーションの意匠の保護であり、関連意匠の意匠権は独自の効力範囲を有することが明確になった^{*14}。しかし、平成10年改正の関連意匠制度は、同日出願の先願規定（意9条2項）の例外としてのみ、自己の登録意匠に類似する意匠を保護するもので、出願

時期については限定的であり、バリエーションの意匠の保護が十分ではなかった。その後平成18年改正によって、同日出願（意9条2項）のみならず異日出願の先願規定（意9条1項）の例外として、自己の登録意匠に類似する意匠を後日出願についても保護することとなり、「同じコンセプトにより同時期に創作されたバリエーションの意匠の保護」が拡充されることになる。

関連意匠制度は、関連意匠について意匠権を発生させ保護することを目的としており、本意匠の権利範囲を確認するという目的はなくなった。とはいえ、関連意匠は、本意匠と類似する意匠であることが登録要件となっているので、結果的に、本意匠と関連意匠とが類似することを確認する効果（類似範囲確認効果）がある。侵害訴訟でも、類否判断において関連意匠を参酌して判断した裁判例もある^{*15}。しかし、原則としては、関連意匠の登録は、その本意匠と類似することを客観的に確定するものではなく、なんら拘束力を有しない。すなわち、裁判例が述べるように、「特許庁の審査例（判断）に不適切なものがないとまでは断定できないし、そもそも意匠権侵害訴訟において、当該意匠権の効力が侵害対象にまで及ぶものかを判断するに当たって、裁判所は、当該意匠分野における意匠登録出願に対する特許庁の審査例（判断）に拘束されるものではない」のである^{*16}。特許庁の審査例（判断）は、適切な類否判断であれば、それが裁判所で参酌されるに止まるものである。また、審査結果についてこのように解釈すべきであることの大前提として、登録意匠の権利範囲（類似範囲）は出願時を基準として観念的に定まっておき変動しないとの原則があると思われる^{*17}。したがって、関連意匠制度の類似範囲確認効果は、あくまでも副次的なものである^{*18}。

原則としては以上のとおりであるが、関連意匠として登録されるという事実は、審査・特許庁の判断を客観的に示すものであり、意匠事件の場面では類否判断の重要な指針であり基準となっている。適切な審査判断は、類否判断の実務上に必要不可欠なものとなっており、裁判等の場において重要な参考資

料となるといえよう。

- *14 関連意匠の意匠権侵害を認めた裁判例として、東京地判平成27・2・26〔体重測定器付体組成測定器〕平成24（ワ）33752がある（梅澤修〔判批〕特許ニュースNo.14208 2016.5.25）。
- *15 大阪地判平成16・7・15〔輸液バッグ〕平成14（ワ）8765、大阪高判平成17・7・28〔輸液バッグ〕平成16（ネ）2599、東京地判平成19・3・23〔取鍋〕平成16（ワ）24626。また、東京地判平成27・11・26〔道路橋道路幅員拡張用張出し材1審〕平成26（ワ）1459は、「要部は両者で共通する部分であると考えられるところ、前面側の特徴は…概ね共通するといえる。」と述べる。しかし一方、大阪地判平成22・12・16〔長柄鋏〕平成22（ワ）4770は、「類似意匠が登録されている場合において、登録意匠と類似意匠の共通点は要部を推認させる根拠となり得るが、類似意匠との共通点しか要部たり得ないというものではない」と述べる。東京地判昭和48・5・25〔自動二輪車〕昭和43（ワ）11385（無体集5巻1号128頁）をはじめとして本意匠と類似しない類似意匠や関連意匠を判断資料から除外した裁判例もある。
- *16 大阪高判平成17・9・15〔床束〕平成17（ネ）570。同旨裁判例として、大阪高判平成12・2・23〔輸液容器2審〕平成10（ネ）3150及び大阪地判平成18・1・17〔手さげかご1審〕平成16（ワ）14355がある。
- *17 東京地判平成9・1・24〔自走式クレーン〕平成5（ワ）3966（知財集29巻1号1頁）は、「各類似意匠を参考にすべきことは勿論であるが、…本件意匠の要部及び類似の範囲は、本件意匠が出願された時点で観念的に定まっているのであり、本件意匠出願後公知となり、類似意匠の出願に先行する意匠の存否にかかわらず一定である」と述べる。東京高判平成13・8・29〔戸車用レール材〕平成13（行ケ）13及び東京高判平成15・6・30〔かいり〕平成15（行ケ）38も、「無効理由のある類似意匠登録により本意匠の類似範囲が変動するわけではない。」と述べる。
- *18 関連意匠の参酌について詳細は、梅澤修「意匠法の問題圖(27)」DESIGN PROTECT No.132（2021）18頁以下参照。

2) 類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設

関連意匠制度は、「同じコンセプトにより同時期に創作されたバリエーションの意匠」について、そのバリエーションの意匠は「創作の観点からは同等の価値を有するもの」であるとの認識に基づき、その十分な保護を実現することを目的とし導入された。

平成10年改正前の類似意匠制度においては、類似意匠の意匠権に独自の効力範囲がなく、バリエーションの意匠の保護が十分ではないという問題があった。すなわち、侵害訴訟では、類似意匠は本意匠の効力範囲を定める際に参酌されるものに止まっており、類似意匠に基づく侵害の成否は訴訟の対象とならず、本意匠の意匠権の侵害の成否としてののみ

訴訟が進められ、類似意匠として登録されたバリエーションの意匠を的確に保護するものとはなっていないことが指摘されていた。

以上のような状況を踏まえて、同じコンセプトから同時期に創作されたバリエーションの意匠については、同日に同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能とする関連意匠制度が創設された。この類似意匠制度から関連意匠制度への改正の要点は、関連意匠の意匠権について、本意匠の意匠権と同様に関連意匠に類似する意匠にまで効力が及ぶとされたこと、すなわち関連意匠の意匠権は独自の効力範囲を有するとされたことである。この改正によって、類似意匠制度にあったような、類似意匠の権利の効力範囲や登録要件についての解釈の混乱はなくなった。

関連意匠の意匠権は、本意匠の意匠権と同様に関連意匠に類似する意匠にまで効力が及ぶとされた。そうすると、本意匠と関連意匠は類似する意匠であるから、両意匠権は、その「意匠権のうち登録意匠に係る部分」が相互に類似するものであり、効力範囲の過半が重複する関係にある（26条1項参照）。したがって、このような著しい権利の重複に伴う弊害が生じないように、①本意匠と同一出願人で、②同日出願の場合にのみ関連意匠について意匠登録を受けることができ（10条1項）、③関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができないとされた（10条2項）。また、④設定の登録が本意匠の後日になった関連意匠の意匠権でも、その存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から15年をもって終了する（存続期間の満了に伴い消滅する。）（21条2項）。そして、⑤本意匠及びその関連意匠の意匠権を移転する場合は同一の者に対して一括して移転しなければならない（22条1項）、また、専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定しなければならないとされた（27条1項ただし書）。

3) 関連意匠を同日出願に限った理由

平成10年改正関連意匠制度においては、同日出願に限り関連意匠について意匠登録を受けることができるとされていたが、平成18年改正によって、関連意匠の出願が本意匠の意匠公報発行日前まで認められるようになる。平成10年改正において同日出願に限っていた理由は、第一に、同じコンセプトから同時期に創作されたバリエーション意匠を保護するという制度趣旨をふまえ、「同時期」すなわち「同日出願」に限ったこと、第二に、後日出願を認めると、類似する他人の出願意匠や公知意匠が介在し、関連意匠との間で抵触する可能性が高まり、第三者の監視負担の増加や権利抵触による紛争の増加が懸念されること^{*19}、そして、第三に、審査負担の軽減が考えられる^{*20}。

第一の理由は、同時期に創作された意匠を保護するという制度趣旨に基づくが、同時期についてそれを同日出願に限るのはやや限定的すぎる感があった。なお、平成10年改正前の類似意匠制度のときにも、実際に製品化される意匠は類似意匠として出願したものとなることがあり、侵害問題が発生する意匠は製品化された類似意匠である場合が多いのが実状といわれていた^{*21}。

第二の理由において、懸念される事態とは、類似意匠制度の時代によくあった出願方法をイメージしたものと思われる。すなわち、本意匠に類似する可能性がある第三者の実施意匠を発見した場合に、その被疑侵害意匠と同一の意匠について類似意匠出願して、本意匠との類否を確認しようとする出願方法である^{*22}。そして、類似意匠制度については確認説と拡張説の対立があり、類似意匠の意匠権の効力が曖昧で、登録要件の解釈運用にも混乱を招いていたことから、「第三者の監視負担の増加や権利抵触による紛争」等の事態も生じていた。しかし、関連意匠制度においては関連意匠の意匠権の効力が関連意匠に類似する意匠にまで及ぶことは明らかであり、「類似する他人の出願意匠や公知意匠」が本意匠出願後で関連意匠出願前に存在する場合は、意匠法3条又は9条の規定により関連意匠の意匠登録は

受けることができないことも明白である。そうすると、関連意匠の後日出願を認めたとしても、「第三者の監視負担や権利抵触による紛争」等の問題は、類似意匠制度の時代ほど大きな問題ではないといえよう。

第三の、審査負担の軽減という観点は、平成10年改正の検討経過において常に重視されていたものであり、検討の方向は「早期保護の観点から審査負担にならない制度」であった^{*23}。平成10年当時は審査期間の長期化が問題となっており、部分意匠の導入により出願増も予想されたのである。しかし、審査処理が早期化した平成18年時点では、この審査負担の問題はほとんどなくなったといえよう。

*19 竹田前掲（*13）641頁。

*20 田村前掲（*13）379頁。

*21 意匠制度ラウンドテーブル報告書『魅力ある意匠制度の確立に向けて』（平成7）・特許庁意匠課『意匠制度この10年の歩み』（平成11）25頁。

*22 東京地判平成9・1・24〔自走式クレーン1審〕平成5（ワ）3966、東京高判平成10・6・18〔自走式クレーン2審〕平成9（ネ）404（判例時報1665号94頁、平嶋竜太「意匠の要部認定（1）-新規な創作部分〔自走式クレーン〕」別冊ジュリスト No.188 商標意匠不競法判例百選（2007）104頁。〕。

*23 前掲（*21）『意匠制度この10年の歩み』29頁。

7. 平成18年改正関連意匠制度

1) 関連意匠の出願時期緩和

平成18年改正では、意匠法第10条第1項を改正し、これまで同日出願の場合にのみ登録が認められていた関連意匠について、本意匠の公報発行の前日までに出願された場合も登録を認めることとなった。

平成10年に新設された関連意匠制度については、改正当初から、関連意匠の出願時期を「同日出願」に限った点に問題が指摘されていた^{*24}。すなわち、①デザイン開発においては、開発当初からすべてのバリエーションを創作するとは限らず、追加的にデザイン・バリエーションを開発する等、デザイン戦略がより機動化・多様化しつつあるという、デザイン開発の実態、及び②デザイン・バリエーションのすべてについての図面等を同日出願時に準備することはデザイン開発実態と合致しないという問題があったのである。このため、デザイン戦略の多様性・

柔軟性への対応を図る上では、一定期間後日出願に係る関連意匠の登録を認める必要があるとの認識で平成18年の改正がおこなわれた^{*25}。

また、これらの必要性に比して、上記の同日出願に限る理由はそれほど強くないと評価されたと思われる。そして、「同じコンセプトにより同時期に創作されたバリエーションの意匠の保護」という関連意匠の制度趣旨は、平成18年改正においても維持されており、平成18年の関連意匠制度の改正は、平成10年改正の微調整というべきものである。

なお、意匠権の存続期間が設定の登録の日から20年に延長され保護が強化されたのに伴い、関連意匠の意匠権の存続期間もその本意匠の意匠権の設定の登録の日から20年となった（21条2項）。

*24 経済産業省『戦略的デザイン活用研究会報告書・「デザインはブランド確立への近道」（競争力強化に向けた40の提言）』（2003年）「＜27＞意匠権の利便性の向上」。

*25 『逐条解説（18版）』1031頁～1032頁、『同（22版）』1282頁。

2) 出願時期緩和の期間設定

デザイン戦略の機動化・多様化に対応するため、関連意匠について同日出願に限らず、本意匠の出願日後にされた関連意匠の意匠登録出願（関連意匠の後日出願）を認めたのであるが、問題は、どの程度の期間とするかであった。デザイン戦略に対応した保護強化という観点からすれば、旧類似意匠制度のように本意匠の意匠権が存続する間いつでも関連意匠の意匠登録を受けることができる制度も考えられる。

関連意匠を後日出願できる期間については、次の2つの観点、すなわち、①長期にわたる関連意匠の後日出願を認めると、関連意匠が出願されるまでの期間中に、類似する他人の出願意匠や公知意匠が存在して後日出願に係る関連意匠との間で抵触する可能性が高まり、第三者の監視負担の増加や権利抵触による紛争の増加が懸念されること、一方、②出願人の便宜のためには、関連意匠出願に関する相応の準備期間を付与する必要があることとの両観点を衡量し、本意匠の公報発行日前までと決められた。

なお、「第三者の監視負担や権利抵触による紛争」等の問題は、前述のとおり、関連意匠制度において

はあまり懸念されないから、上記2つの観点に加えるに、③関連意匠制度は同時期に創作されたバリエーション意匠を保護することが制度趣旨であり、同時期の出願が原則となること、そして、④関連意匠制度は、先願（意9条）の例外ではあっても、新規性（意3条）の例外とはされていないことから、後日出願の期間がこのように決められたと思われる^{*26}。

*26 渋谷達紀『知的財産法講義Ⅱ〔第2版〕』（有斐閣 2007）595頁。

3) 秘密意匠の取扱い

秘密意匠（意14条）に関しては、その意匠の内容は、秘密にすることを請求した期間が経過した後はじめて意匠公報に掲載される（意20条4項）。秘密意匠は一定期間公知とならないが、それを本意匠とする関連意匠の後日出願の時期についても、通常意匠と同時期である最初の公報（意匠の内容が掲載されていない意匠公報）発行日前までとされた。したがって、関連意匠制度（意10条）は原則として先願（意9条）の規定の例外であるが、本意匠の秘密期間に出願された関連意匠出願は、平成18年意匠法9条1項の規定により拒絶されることになる。

このように規定した理由は、当該秘密期間においてさらに関連意匠の出願をも許容した場合、通常意匠以上に他人の出願意匠や公知意匠との間で権利関係が抵触する可能性が懸念されたからであるが、そもそも、関連意匠制度の趣旨が「同時期に創作された」バリエーションの意匠の保護であることから、あまりに長期にわたり出願を認めるべきではないとされたものと思われる^{*27}。

*27 渋谷前掲（*26）595頁。

4) 専用実施権の設定に関する取扱い

本意匠と関連意匠の意匠権の重複部分は効力範囲の過半にも及ぶから、その重複部分について二以上の者に排他的権利が成立することを回避するため、専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができると規定されている（27

条1項ただし書)。平成18年改正で関連意匠の後日出願を認めたが、そうすると、専用実施権を設定した後に関連意匠の登録がなされる可能性があるとして予想されたことから、本意匠について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、意匠登録を受けることができないと規定された(10条2項)。

5) 関連意匠相互の取扱い

同じ本意匠に係る複数の関連意匠相互が類似する場合について意匠登録を受けることができるか否かは、平成18年意匠法10条1項の規定だけでは明確ではない。10条1項では、本意匠とその関連意匠との関係において、9条1項(異日出願)又は2項(同日出願)の適用除外が規定されているだけである。そのため、同じ本意匠に係る複数の関連意匠相互が類似しているときに、当該関連意匠同士にも9条1項又は2項が適用されない旨を10条4項に規定した。平成10年改正において、既に9条2項(同日出願)について同旨規定(平成10年意10条3項)があったところ、平成18年改正で10条1項に9条1項(異日出願)の適用除外が加えられたことに伴い、10条4項において9条1項を加えたものである。

なお、平成10年改正前の類似意匠制度においては、このような規定はなかったが、解釈で同様の運用をしていた。平成10年改正前意匠法では、「類似意匠にのみ類似する」意匠については類似意匠の意匠登録は受けることができないとだけ規定されていた(平成10年改正前意10条2項)。だが、「類似意匠の意匠権は、その類似意匠が類似する最先に意匠登録(類似意匠の意匠登録を除く。)を受けた意匠(以下「本意匠」という。)の意匠権と合体する。」(平成10年改正前意22条)との規定があり、類似する自己の登録意匠が複数あることが予定されていることから、出願された類似意匠が本意匠に類似する場合は、当該本意匠に係る他の類似意匠に類似していても、類似意匠の意匠登録を受けることができると解されていた。

II. 令和元年改正関連意匠制度

1. 令和元年改正の意義

以上のように、「追加的にバリエーションを開発する」創作実態を考慮し、また、関連意匠を「本意匠出願時に準備することは困難」との指摘を受け、平成18年一部改正により、本意匠の意匠公報の発行日前まで関連意匠の出願ができるように改めたが、さらに、「一貫したデザインコンセプトを用いることで独自の世界観」を築く傾向が加速し、「長期的な市場動向等に応じて製品デザインを保護することができないとの指摘」を受け、令和元年改正により、「①関連意匠のみに類似する意匠の登録可能化、②関連意匠の出願可能な期間の延長、③新規性要件、創作非容易性要件及び先願の規定等の一部適用除外化」が行われた^{*28}。

なお、平成10年改正前の「類似意匠制度」も、モデル・チェンジ等のデザイン創作を保護するための制度であり、また、上記のように類似意匠制度は、明治32年意匠法から新規性喪失の例外として、「自己の登録意匠と類似する」意匠を登録する制度であった。なお、類似意匠の意匠権の効力については拡張か確認かの争いがあった。

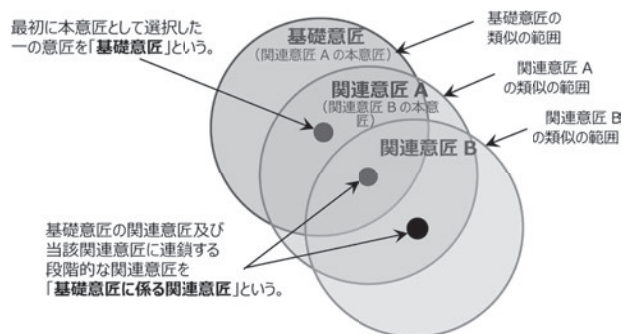
したがって、旧類似意匠制度と比較して、令和改正の関連意匠制度の最も大きな相違点は、関連意匠を本意匠とする関連意匠の連鎖的な登録を認めたこと(上記①関連意匠のみに類似する意匠の登録可能化)にあると思われる。そして、令和改正の関連意匠制度を考える上で、最も重要なことは、平成10年改正により部分意匠制度が導入されたことであり、さらに、平成31年(2019年)5月『意匠審査基準』改訂によって、「全体意匠と部分意匠であっても先願の規定の適用について判断する」^{*29}ことになり、部分意匠と全体意匠とが関連意匠として登録を受けることが認められた点である^{*30}。

*28 『逐条解説(22版)』1282頁、下村圭子「令和元年の意匠法改正と意匠審査基準の改定の概要」AIPPI Vol.65 No.4(2020)12頁。

*29 基準改訂の概要は、大峰勝士「最近の意匠審査基準改訂」特技懇 No.299(2020)13頁参照。

*30 関連意匠の連鎖的登録と部分意匠に関する問題点について

●図1 『意匠審査基準』V部(3.1)2頁



は、梅澤修「意匠法の問題図(35)」DESIGN PROTECT No.142(2024)2頁参照。

2. 令和元年改正関連意匠の登録要件

1) 登録要件の概要

意匠法10条の規定によれば、関連意匠の登録については、通常の意匠登録要件に加えて、以下の要件が必要である。すなわち、①本意匠と同一出願人であること(意10条1項)、②本意匠に類似する意匠であること(意10条1項)、③本意匠の出願日以後で本意匠の出願日から10年以内に出願されていること(意10条1項)、及び、④本意匠に専用実施権が設定されていないこと(意10条6項)である。改正前の「関連意匠にのみ類似する意匠ではないこと」という規定はなくなり、関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録が可能となった(意10条4項)。本意匠、基礎意匠、関連意匠等の意味については【図1】を参照されたい。

2) 同一出願人

関連意匠の本意匠は、「自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠」である。したがって、関連意匠の意匠登録出願人と本意匠の意匠登録出願人又は意匠権者とは同一人でなければならない。

創作者が相違しても、出願人が同一人であれば類似する意匠について関連意匠として意匠登録を受けられる。また、出願後に出願人変更等をして、設定登録時において同一人の意匠となれば関連意匠として意匠登録を受けることができる^{*31}。実際の創作

過程は別でも結果的に類似する意匠が創作されることがあり、「同じコンセプトにより創作されたバリエーションの意匠の保護」という関連意匠制度の趣旨とはやや矛盾する扱いであるが、企業活動としての効果的な意匠管理や「企業の意匠政策の保護」の側面を重視したものといえよう^{*32}。

*31 『基準』V部(3.3.1)3頁。

*32 田村前掲(*13)379頁。

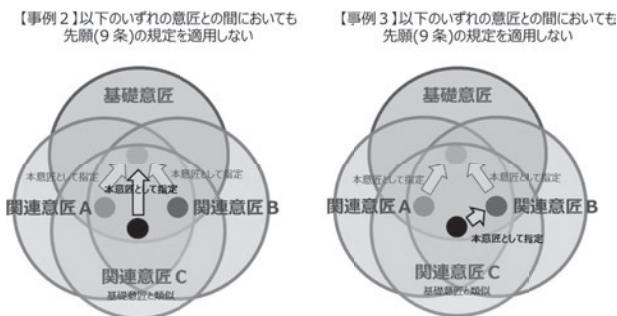
3) 本意匠に類似する意匠

関連意匠とは、「本意匠に類似する意匠」である(意10条1項)。したがって、関連意匠と本意匠とが「同一」である場合は、関連意匠として意匠登録を受けることができない^{*33}。関連意匠制度の趣旨がバリエーション意匠を保護することに鑑みると、この場合、本意匠と非類似でなければ、類似するか同一かを厳密に判断する意義はなく、実質的に同一の意匠であっても関連意匠の意匠登録を受けることに問題はないとも思えるが、同一の意匠を関連意匠として登録しないのは、出願人への注意喚起であり、無駄な出願を是正するためと解される。

次に、本意匠は「一の意匠」と規定されているから、自己の類似する意匠が複数存在する場合が運用上問題となる。また、「関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠」も関連意匠の意匠登録を受ける可能性があり(意10条4項)、自己の類似する意匠が複数存在する場合が多くなることが予想される。これについては、「第二関連意匠が、第一関連意匠にのみ類似する場合に加えて、第一関連意匠の本意匠とも類似する場合であっても、本項の規定の適用を受けることができる」と解説されており^{*34}。この解釈を踏まえて、「基礎意匠」とその「関連意匠」の両者に類似する意匠はいずれを本意匠としても良いことが、『意匠審査基準』において【事例2】【事例3】で図示されている【図2】^{*35}。

また、関連意匠を登録するためには本意匠の意匠権が存続していることが必要であるが、関連意匠の設定登録時において本意匠の意匠権が存続していれば

●図2 『意匠審査基準』 V部 (3.5) 6頁



よく、関連意匠の登録後に本意匠の意匠権が消滅等しても関連意匠の意匠権は存続できる(意21条2項)。

*33 『基準』V部 (3.3.2) 3頁。

*34 『令和元年法律改正(令和元年法律第3号)解説書』(特許庁HP、以下『令和元年改正解説』という。)115頁。

*35 『基準』V部 (3.5) 6頁。

4) 基礎意匠の出願から10年以内の出願

登録可能な関連意匠の出願期間は「本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前」までであり(意10条1項)、連鎖する関連意匠については「関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」(基礎意匠)の出願から10年間である(意10条5項)。その理由は、「その直前のみなし本意匠の出願から10年間としてしまうと、関連意匠の連鎖によって一つの意匠群が永続的に保護されることとなり、不適切である」ためとされている^{*36}。産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書^{*37}は、10年間の期間については「企業のニーズ等も踏まえつつ」と述べるに留まる^{*38}。

なお、本意匠の権利消滅によって「パブリック・ドメインとなった」部分を復活させないため、関連意匠の設定登録時に本意匠の意匠権が存続していることが必要である^{*39}。また、上記のように、設定登録時において同一人であることを要する。

*36 前掲(*34)『令和元年改正解説』115頁。

*37 『産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて』(平成31年2月特許庁HP) 7頁。

*38 青木大也「意匠法改正をめぐる諸問題(1)」知的財産法政策学研究Vol.55(2020)(以下「諸問題(1)」という。)237頁は、期間は「理論的な制限ではなく、政策的な制限に過ぎ

ないと指摘する。

*39 前掲(*34)『令和元年改正解説』109頁、『逐条解説(22版)』1283頁。

5) 本意匠と同一又は類似の「自己の意匠」に関する新規性喪失の例外規定(意10条2項、8項)

(ア) 本意匠と同一の自己の意匠

基礎意匠の出願後10年間にわたって関連意匠の登録を可能とするために、関連意匠の出願時に、本意匠等(関連意匠に類似する先行意匠)が意匠公報発行や自己実施などにより公知となっても、関連意匠の出願が拒絶されないように、関連意匠についての意匠法3条1項及び同条2項の適用について、適用除外を設けた^{*40}。また、基礎意匠に係る関連意匠については、意匠法10条8項に規定した^{*41}。

なお、大正10年法以前も「自己の登録意匠のみに類似するものは之を新規なるものと看做す」(大正10年意匠法3条2項)等と規定し、類似意匠については、その本意匠が公知となっても新規性喪失の例外として扱っていた。また、昭和34年法の類似意匠制度は意匠法9条の例外とされるが、本意匠の公報発行や実施後も、「自己の登録意匠にのみ」類似する意匠は、類似意匠の登録が可能と解釈運用しており、明文規定はなかったが、新規性喪失の例外としての側面を有していた。

(イ) 本意匠に類似する自己の意匠

令和元年改正の関連意匠制度の新たな特徴は、本意匠と同一意匠のみならず、本意匠に類似する自己の意匠についても、登録要件判断の基礎資料から除外したことである。この除外範囲の拡大は、平成11年改正により新規性喪失の例外の規定(意4条)について、公開意匠と出願意匠との同一性要件を廃し、新規性喪失の例外規定の適用を受ける公開意匠を、新規性・創作非容易性の判断の資料から除外することとし、「公表した意匠と相違する意匠を出願した場合にも本条の適用を受ける」ことを可能とした、新規性喪失の例外の規定改正^{*42}と平仄を合わせたと思われる。

この規定により、過去の類似意匠制度と比べて、本意匠に類似する意匠(関連意匠)の登録可能性が格段に高くなることが期待されている。だが、この「本意匠に類似する自己の意匠」の範囲については、本連載の前回に一部指摘したように、その認定に関し種々の問題があるように思われる。この「自己の意匠」の問題については本連載の次回以降に検討する。

*40 『逐条解説 [22版]』1283頁。

*41 青木前掲 (*38)「諸問題(1)」235頁は、「新たに新規性喪失の例外としての側面も有することとなった」と指摘する。

*42 『逐条解説 [16版]』(2001) 883頁。

6) 関連意匠の登録における意匠法第3条の2の適用除外(意10条3項)

関連意匠が自己の秘密意匠出願の一部と類似する場合、同一人についての意匠法3条の2の適用除外を「意匠公報発行から秘密解除まで延長」するため、本項に意匠法3条の2ただし書の「読替規定」を設けた^{*43}。なお、問題となるのは、条文上は、本意匠と「自己の秘密意匠出願の一部」との類似性を問わない規定になっていることである。そのため、秘密意匠の一部が本意匠と非類似であっても、「自己の秘密意匠出願」に該当し、意匠法第3条の2の適用除外の対象となることである^{*44}。

しかし、本項の本来的な趣旨は、関連意匠が「自己の秘密意匠出願の一部」と類似する場合、本意匠とその「自己の秘密意匠出願の一部」が類似しても、意匠法10条1項と2項の規定(新規性と創作非容易性要件の除外規定)だけでは、本意匠と「自己の秘密意匠出願の一部」の両者に類似する関連意匠が、「先の意匠公報発行から秘密解除までの期間に関連意匠が出願された場合は、三条の二ただし書が適用されないため、当該関連意匠出願が三条の二の規定により拒絶されること」を避けるためである^{*45}。したがって、本来の趣旨から見ると、「自己の秘密意匠出願の一部」が本意匠と類似するという条件が明記されていないので、除外範囲が拡大され過ぎていると考えられる。「本来、立法論としては、3項は上記の趣旨が及ぶ場面に限定して規定されるべきであったと考えられ、また解釈論としても、同項に

については、あくまでその趣旨に沿う範囲で限定的に解釈されるべき」との指摘もある^{*46}。

意匠法10条3項は、本意匠(A)に類似する関連意匠(B)の出願について、自己の先願意匠(C)の一部(d)と類似しても関連意匠の意匠登録を受けることができるようにするための規定である。すなわち、3項の規定がなくとも、関連意匠(B)が、先願意匠(C)の出願から公報発行までの間の出願であれば、意匠法3条の2ただし書きで「同一の者」の意匠の一部(d)は除外されている。また、関連意匠(B)が、先願意匠(C)の公報発行後の出願であれば、その公報に記載された公知意匠のうち、本意匠(A)と類似する「意匠の一部(d)」については、関連意匠(B)の登録要件判断資料から除外される(意10条2項)。しかし、先願意匠(C)が秘密意匠である場合、3項の規定がなければ、最初の登録公報発行から秘密解除公報発行までの間は意匠法3条の2の規定により関連意匠(B)は拒絶されることとなる。したがって、関連意匠(B)が登録できるように3項が設けられたのである。

しかし、意匠法10条3項は意匠法3条の2のただし書きの期間を拡大し、秘密解除公報発行まで「同一の者」の意匠の一部を除外すると規定したため、本意匠(A)と類似する「意匠の一部(d)」のみならず、本意匠(A)に類似しない「自己の秘密意匠の一部(x)」も除外されることとなっている。本意匠に類似しない「自己の秘密意匠の一部(x)」が、自己の関連意匠の出願の登録要件判断資料から除外され、実質秘密期間3年の間は拒絶理由とならない。『意匠審査基準』でも「先の意匠登録出願の出願人と関連意匠の意匠登録出願の出願人とが同一の者である場合は、審査官は、意匠法第3条の2において規定する、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定は適用しない」と規定し、「先願意匠の一部」が本意匠と同一又は類似することを条件としていない^{*47}。

だが、関連意匠の登録要件の判断資料から除外される公知意匠は、本意匠と同一又は類似する意匠に限定されている(意10条2項、8項)。また、意匠

法3条の2の規定は、登録意匠においてすでに創作されていた意匠の保護除外の規定（みなし公知の規定）である。そして、意匠法10条3項は関連意匠が拒絶されないための限定的規定であるから、意匠法3条の2ただし書きの期間拡大によって関連意匠の登録要件の判断資料から除外される意匠も、本意匠と同一又は類似する意匠に限定解釈されるべきと思われる。

*43 『逐条解説〔22版〕』1283頁、同旨『令和元年改正解説』113-114頁。

*44 青木大也「意匠法改正一画像デザイン・空間デザインの保護拡充ほか」年報知的財産法2019-2020 9頁の（注59）は、本意匠と非類似である「自己の秘密意匠出願」についても、「このような優遇が同項の趣旨から認められるものであるかは明らかではなく、注意が必要である」と述べる。

*45 『逐条解説〔22版〕』1283頁。

*46 青木前掲（*35）「諸問題（1）」241頁。

*47 『基準』V部（3.6）7頁。

7) 関連意匠にのみ類似する意匠の登録（意10条4項、5項）

4項、5項は、「類似する意匠を連鎖的に保護すべきとの指摘があったことから」改正された^{*48}。「関連意匠にのみ類似する意匠」については、「本意匠とは非類似であって、関連意匠にのみ類似する意匠」であるとの解説がある^{*49}。この解説によれば、本意匠（基礎意匠）に類似する意匠は、「関連意匠にのみ類似する意匠」には含まれない。しかし、関連意匠も本意匠とし連鎖的登録を認めるという本条の趣旨及び類似範囲確認効果は副次的なものであることを考慮すると、上記のとおり、「基礎意匠」と「関連意匠」の両者に類似する意匠は、いずれを本意匠としても良いことになろう。

*48 『逐条解説〔22版〕』1284頁。

*49 『逐条解説〔22版〕』1284頁。

8) 関連意匠についての専用実施権の設定（意10条6項）（条文移動）

本規定は、念のために規定された登録要件である。本意匠について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、意匠登録を受けることができない（意10条6項）。したがって、専用実施権を設定している場合には、一度専用

実施権を消滅させ、関連意匠について意匠権の設定登録を受けた後、必要があればもう一度、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同時に専用実施権の設定をしなければならない（意27条1項）。

9) 関連意匠相互の取扱い（意10条7項、8項）

基礎意匠（A）に係る関連意匠（BとC）が相互に類似するときであっても、当該関連意匠同士にも意匠法9条1項及び2項の規定が適用されない（意10条7項）^{*50}。また、相互に類似する関連意匠（BとC）と同一又は類似の自己の公知意匠は、それぞれの新規性及び創作非容易性の判断資料から除外される（意10条8項）^{*51}。なお、10条7項、8項では、基礎意匠に係る関連意匠とその基礎意匠との関係については規定がないが、上記の10条4項、5項における解釈（本意匠は基礎意匠、関連意匠のいずれでもよいとの解釈）を踏まえると、同様に基礎意匠と同一又は類似の自己の公知意匠も判断資料から除外されると解される。

すなわち、意匠法10条7項、8項の意匠法9条、3条の適用除外の規定は、基礎意匠に係る関連意匠に関するものであるが、基礎意匠に関する規定ではないから、基礎意匠にも類似する意匠は、基礎意匠を本意匠としなければ、意匠法10条1項、2項の除外規定を受けられないと解釈することも考えられ、したがって、関連意匠を本意匠とすると、基礎意匠との先願、新規性関係（意9条、3条1項）が解消されず拒絶とする解釈も可能性がある^{*52}。しかし、仮に条文の文言通りに解釈し、「基礎意匠」を除くとする、「基礎意匠」も「関連意匠」も同様に本意匠となりうるとした令和元年改正の関連意匠制度の趣旨に反することになる。上記の意匠法10条4項、5項についての解釈（本意匠は基礎意匠、関連意匠のいずれでもよいとの解釈）もこの制度趣旨を考慮したものと思われる。したがって、解釈として、意匠法10条7項・8項は、「基礎意匠」を含む規定と解釈するのが妥当であろう。

意匠法10条8項括弧書は、「出願中の関連意匠のうち、放棄等によって最終的に登録されなかった意

匠と同一又は類似の意匠については除外することが適切でなく」、また、「意匠登録された関連意匠のうち、既に意匠権が消滅した関連意匠と同一又は類似の意匠についても除外してしまうと、一度パブリック・ドメインとなった意匠が復活することとなる」との理由から、適用除外の対象から除く規定である^{*53}。また、意匠法10条8項は、関連意匠についての規定であり、基礎意匠は除外されているので、この規定が基礎意匠にも及ぶかが問題となるが、この点について、「基礎意匠」についても同様に扱う運用基準とされている^{*54}。基礎意匠を除外することは、基礎意匠だけをパブリック・ドメインとすることから免除することになり公平でなく、制度の基本的趣旨を考慮すると妥当な解釈である。

*50 『逐条解説〔22版〕〕1285頁、『令和元年改正解説〕119頁。

*51 『令和元年改正解説〕120頁。

*52 青木前掲（*38）「諸問題（1）」233頁は、「本意匠（基礎意匠）Aと関連意匠B、及びAにもBにも類似する、関連意匠Bを本意匠とする関連意匠Cがあったとすると、条文上、Aとの関係でCが9条の適用を受けない旨は明らかでない」とし、「各規定の文言を整合的に理解しようとすると、かなり難儀するように見受けられる」と述べる。

*53 『逐条解説〔22版〕〕1286頁、『令和元年改正解説〕120頁。なお、出願中の意匠については意匠権復活の問題はなく、除く理由が不明である。だが、「願書の「本意匠の表示」の欄に、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が本意匠として記載されており、かつ、審査審判又は再審において基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠を本意匠とする関連意匠であるとの判断が通知されたものに限る」との運用基準が示されており（『基準』V部（3.7.3）8頁-9頁の（注1））、実際上は、出願中の関連意匠について本項括弧書きの規定が適用される場面はほとんどないと思われる。

*54 『基準』V部（3.7.3）9頁の（注2）。

3. 関連意匠の意匠権

1) 意匠権の独立性

（ア）独自の効力範囲

平成10年改正から「類似意匠の意匠権が本意匠の意匠権と合体する」旨の規定は削除されている（意22条）。したがって、本意匠が消滅しても関連意匠は存続しうる。また、関連意匠の意匠権について特別の規定は設けられてはいないが、「関連意匠の意匠権」との概念があり（意21条等）、関連意匠の意匠権の効力についても意匠法23条の規定が適用されると解される。

関連意匠は、本意匠と同等の通常の意匠権として、登録番号も本意匠とは別にして設定登録される。なお、登録公報には、基礎意匠には関連意匠が、関連意匠については基礎意匠及び連鎖する関連意匠が記載される。そして、関連意匠の意匠権は、「独立性」があるとともに、後述するような本意匠及び関連意匠同士の間で「随伴性」もある^{*55}。

*55 あるいは「附従性」（渋谷達紀『知的財産法講義Ⅱ〔2版〕〕596頁）。

（イ）存続期間

関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から25年をもって終了する（意21条2項）。本意匠の意匠権の消滅と共に、類似意匠の意匠権も消滅するとしていた類似意匠制度と大きく異なる点である。関連意匠の意匠権は、本意匠の意匠権が消滅しても、その基礎意匠の意匠登録出願の日から25年を経過していなければ消滅しない。同一のコンセプトにより創作されたバリエーションの意匠であるが、「各々の意匠が同等の創作的価値を有する」との認識から、本意匠の意匠権の消滅によっても、関連意匠の保護は存続する。類似意匠の意匠権は、本意匠の意匠権が無効となると、同時に無効とされていたが、本意匠の意匠権が①登録料の不納により消滅したとき、②無効にすべき審決が確定したとき、又は③放棄されたときでも、その関連意匠の意匠権は存続する（意22条2項）。

ただし、基礎意匠に係る関連意匠（連鎖する関連意匠群）の意匠権は、分離して移転することができない（意22条2項）。このような随伴性を規定した理由は、基礎意匠（本意匠）と関連意匠は類似する意匠であり、その意匠権の効力範囲は過半が重複するからである。

なお、連鎖する関連意匠の意匠権が消滅した場合に、消滅意匠に類似する残存意匠の意匠権が有効であるか否かの問題がある。すなわち、消滅意匠が残存意匠の出願前に公知になっているものであれば、残存意匠の意匠権侵害において、公知意匠の抗弁が成り立つかが問題となる可能性がある。しかし、公知意匠の抗弁は原則として消滅した意匠権に係る意

匠と同一の範囲に限られると思われる。なお、公知意匠の抗弁は、同一意匠の範囲に限定されると解すべきとすれば、上記パブリックドメインの範囲についても同一意匠に限定すべきとの解釈もあるかもしれない。検討が必要な点と思われる。

(ウ) 登録料

関連意匠の意匠権が通常在意匠権と同様に独自の効力範囲を有することになったことから、類似意匠の登録料に関する特別の規定を削除し、関連意匠の登録料は、通常在意匠登録の登録料と同様のものとなった（意42条）。

(エ) 無効理由の限定

本意匠と類似することが関連意匠の登録要件であり（意10条1項）、拒絶理由である（意17条）。また、意匠法10条4項（本意匠となる関連意匠に類似すること）も新たな拒絶理由として追加された。

しかし、この意匠法10条第1項及び4項は無効理由とならない（意48条）。関連意匠は、「創作の観点からは同等の価値を有するもの」であり、本意匠に類似しないとすれば、本来独立に登録されるべきものだからである。むしろ、関連意匠として意匠登録を受けると、その権利期間が限定される等の制約があり、権利者にとっては不利益となるだけである。意匠法10条1項と4項については、「本意匠と関連意匠が類似していないという理由で意匠登録を無効とするのは意匠権者にとって酷である」ことから無効にすべき理由からはずしていると説明されている^{*56}。この規定も、バリエーションの意匠を的確に保護することが重要であり、本意匠と関連意匠とが類似することを確認する効果は副次的であることを示している^{*57}。

これに対して、自己の登録意匠に類似する意匠について、関連意匠としてではなく、通常在意匠登録を受けている場合は、重大な権利の重複が生じているから、その意匠登録は無効とされる（意9条1項若しくは2項）。また、意匠法10条6項も無効理由となっている。

*56 『逐条解説〔22版〕』1363頁。

*57 なお、類似意匠制度においては、平成10年改正前意匠法10条1項の規定違反（本意匠と類似しないこと）が、類似意匠の意匠登録の無効理由となっていた（意48条1項1号）。

2) 権利の随伴性

(ア) 移転の制限

前記のように、関連意匠の意匠権は独立性が強いが、存続期間の起算日は、その出願日からではなく、基礎意匠の出願日を起算日とする随伴性がある。それは、基礎意匠と連鎖する関連意匠の意匠権は、その効力範囲の過半が重複する関係にあるから、権利の重複部分について、権利期間の延長が生じないようにするためである。

そして、このような権利の重複が生じている意匠権について、二以上の者に分かれて独占的権利（排他的権利）が成立すべきではない。したがって、基礎匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない（意22条1項）。分離移転を認めると、ダブルパテントの禁止の原則及び同一意匠権者のもとでのみ権利の重複を認める関連意匠制度の制度趣旨に反するからである。

また、基礎意匠の意匠権が、期間満了の理由以外で消滅した場合でもその関連意匠の意匠権は存続するが、その基礎意匠に係る関連意匠の意匠権も、分離して移転することができない（意22条2項）。連鎖する関連意匠相互が類似する場合があるし、その類似の有無を再度判断することも現実的ではなく、関連意匠グループの関連性を維持し、一度設定された権利関係の安定を図ることが妥当と思われる。

(イ) 専用実施権の設定の制限

次に、専用実施権の設定の制限がある。上記と同様の理由から、基礎意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、基礎意匠及び全ての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる（意27条1項ただし書）。本意匠の意匠権が、存続期間の満了以外の理由で消滅等した場合も同様である（意27条3項）。